

令和3年3月26日

令和3年 第3回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和3年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月26日（金曜日）午後2時00分～午後3時57分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建築課長兼

教育施設担当 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

指 導 主 事 橋 本 健

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 8 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 7 第 9 号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について
- 第 8 第 10 号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について
- 第 9 第 11 号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第 10 第 12 号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準（案）について
- 第 11 第 13 号議案 令和 3 年度東大和市学校運営協議会委員の任命について
- 第 12 第 14 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 13 第 15 号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱
- 第 14 第 16 号議案 令和 3 年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和 3 年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について
- 第 15 第 17 号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 第 16 その他報告事項 （1）「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」の改訂について
- （2）東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の報告について
- （3）地区図書館への指定管理者導入に係る募集要項の配布について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和3年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

○岩田委員 はい。

○真如教育長 今日は傍聴者がいらっしゃいませんので、このまま会議を続けます。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和3年2月16日から令和3年3月22日までの教育長諸務報告であります。

2月16日、火曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

午後からは、第四中学校の人権教育課題研究指定校発表会を視察いたしました。

第四中学校は東京都の研究指定校になっておりまして、本来ならば、たくさんの先生方が都内から見えるはずですが、コロナの関係で、その日は私真如と指導主事1人と2人で行かせていただきました。先生方も非常に熱心に人権教育について研究をされてきまして、様々な方たちからご意見をいただきたいと思っていたところ、今回参観に来られる方がいなかったもので、一生懸命されている割には寂しいような感じがいたしました。

ただ、先生方は非常に熱心でして、私と指導主事と2人だけでしたが、手を挙げて質問をさせていただいたりもしました。小学校、中学校と一緒にそのような研究が始まれば、よろしいのではないのでしょうかという話をしてきました。

2月18日、木曜日、定例副校長会に出席をいたしました。

続いて、第17回総合計画策定本部会議に出席をいたしました。

2月19日、金曜日、第4回男女共同参画推進計画策定本部会議に出席をいたしました。

続いて、第二中学校の教育研究会の発表会を視察させていただきました。1年

生の子どもたちが、「1年生が考える新しい時代のまちづくり」というテーマでそれぞれが研究をして、その結果を私たち、あるいは先生方に見ていただいたり聞いていただいたりという内容でありました。なかなか立派な研究で1年生とは思えないぐらいしっかりと発表しておりました。私からは、話すことについては細かくは言うておりませんが、「港区の小学校の5年生も同じようなことを研究しているんですよ」という話をしたところ、非常に良い顔になりまして、そうなんだという様子で、私たちに最後まで丁寧に発表していただきました。

2月22日月曜日から3月12日金曜日まで、令和3年第1回市議会定例会に出席をいたしました。

3月8日、月曜日、定例校長会に出席をいたしました。

3月18日、木曜日、卒業式前の状況を見たかったため、第一中学校を訪問してまいりました。ちょうど卒業式の準備と、子どもたちの様子が見られまして、立派な話を子どもたちがしておりました。今回卒業式に参列する機会はありませんでしたが、きっと素晴らしい卒業式を、どの学校でも出来るのではないかと思いますながら見ておりました。その後、第四小学校を訪問し校長先生と少しお話をしました。

3月19日、金曜日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

3月22日、月曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承

認についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和３年度東大和市一般会計予算であります。令和３年度一般会計予算は令和３年第１回市議会定例会に第１号議案として提出され、２月22日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和３年２月16日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて、ご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

詳細につきまして、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

それでは、学校教育部に関係いたします令和３年度当初予算につきまして、お時間の関係もございますので新規事業等、主な事業を中心にご説明を申し上げます。

初めに歳入のご説明を申し上げます。資料の１ページ２ページをお開きください。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、７目教育費国庫補助金のうち１節教育総務費補助金のうち、説明欄の教育指導課の２行目になりますが、公立学校情報機器整備費補助金は60万円の計上であります。ＩＣＴ環境整備の知見を有するＧＩＧＡスクール・サポーターが専門的な見地から指導助言を行い学校のＩＣＴ化を進めるため本補助金を活用するものとして計上しております。

３ページ、４ページをお開きください。こちらは16款の都の支出金になります。２項都補助金、８目教育費都補助金のうち１節の教育総務費補助金で、説明欄の教育総務課の１行目になりますが、登下校区域防犯設備整備補助金は380万円の計上であります。通学路等に防犯カメラを設置するに当たり東京都からの補助金を活用するものとして計上をしております。その２行下の教育指導課の１行目になりますが、スポーツ振興等事業費補助金は104万5,000円の計上です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の小中学生の観戦のうち、小学生の観戦経費としてこちらの補助金を活用するものとして計上しております。その下、教育指導課の一番下の行ですが、公立学校情報機器整備支援事業補助金は1,782万円の計上です。学校におけるＧＩＧＡスクールの活用を支援するためＩＣＴ支援員を配置する経費として東京都からの補助金を活用するものとして計上しており

ます。

7 ページ、8 ページをお開きください。こちらが21款の諸収入、5 項の雑入、1 目雑入、1 節雑入であります。こちらのうち教育指導課欄のところでございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業助成金として200万円を計上しております。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の小中学生の観戦のうち、中学生の観戦経費としてこちらの助成金を活用するものとして計上しております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。冊子の332ページをお開きください。10款教育費の予算額は27億8,063万3,000円でありまして、隣に前年度とありますが、こちらと比較をいたしまして、9億274万4,000円の減となっております。予算が減額となっている学校教育部予算の中の主な理由でございますが、小中学校の体育館空調設備設置工事費が令和2年度は計上しておりましたが、そちらの工事が完了しておりますので、令和3年度は皆減になったというところが、学校教育部の予算の中では主立った理由となっております。歳出につきましても、主な新規事業等を中心にご説明を申し上げます。

336ページ、337ページをお開きください。10款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費で右側の説明欄になりますが、事業番号1の就学相談事業費のうち、7の報償費、アドバイザー謝礼3万5,000円を計上しております。現在、第二次特別支援教育推進計画が策定されておりますけれども、そちらが令和3年度末で計画期間が終了となることに伴いまして、次期の特別支援教育推進計画を新たに策定するために必要なアドバイザーの謝礼として、今回計上をするものでございます。

338ページから339ページをお開きください。こちらが一番下の事業番号5、通学路等学校安全対策事業費でございますけれども、次の340ページから341ページの14の工事請負費のところに通学路等防犯カメラ設置工事費として880万円を計上しております。平成22年に警視庁によって南街向原地域に設置された子ども見守りカメラ25台がございまして、こちらが警視庁によって撤去されることに鑑みまして、子どもたちの登下校の見守りを引き続きカバーするため、市におきまして、現在警視庁が設置していますカメラの設置場所を含めた市内全体で設置場所を今後改めて精査をいたしまして設置をするものでございます。設置の台数につきまして20台といたしまして、カメラの性能の向上であったり、維持管理の抑制

ということを鑑みてその台数としたものでございます。

348ページから349ページをお開きください。事業番号17の情報教育推進事業費でございますが、11の役務費の④の手数料で、G I G Aスクール・サポーター派遣手数料として120万円を計上しております。歳入のところでもご説明いたしましたが、専門的な見地からI C Tにつきまして指導助言を行い、学校のI C T化を進めるため、I C T環境整備の知見を有するG I G Aスクール・サポーターを設置するための費用となっております。講師派遣手数料は396万円を計上しておりますが、1人1台端末に導入されているソフトの操作や活用方法など、教員対象の研修を今後実施するための費用として計上しております。

350ページ、351ページをお開きください。一番上の統合型公務支援ソフト保守委託料は1,205万8,000円を計上しております。学校における働き方改革に資する事務の効率化を具体化する統合型公務支援ソフトの保守委託の費用として計上しております。G I G Aスクール端末保守委託料は3,867万6,000円を計上しております。小中学校全校の1人1台端末の導入について、機器トラブルの対応、故障時の再設定作業及び教員及び児童・生徒のアカウントの年次更新等の業務についての保守を委託するものであります。I C T支援業務委託料は2,376万円を計上しております。歳入で少しご説明しましたが、授業支援や環境整備を行う人材としてI C T支援員を各学校へ配置をし、教員のサポートを行うものでありまして、5校に1人程度として、各小中学校に週1回程度の配置を予定しております。

18の負担金補助及び交付金で授業目的公衆送信補償金制度負担金は101万円を計上しております。著作権法上、教材をインターネット経由で使用する際に、こちらの授業目的公衆送信補償金を支払うものでございます。

356から357ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費の事業番号2、小学校環境整備事業費のうち12の委託料の2つ目、樹木診断委託料として147万8,000円を計上いたしました。こちらは児童の安全のため校庭の樹木の診断を行い、樹木の適正な維持管理を行うものとして計上いたしました。

362ページから363ページをお開きください。4目学校保健衛生費の事業番号2の新型コロナウイルス感染症対策事業費で10の事業費として580万8,000円を計上しております。学校における新型コロナウイルス感染症の対策として手指消毒液、ハンドソープ等の保健衛生用品を購入する費用として計上してございます。

366ページから367ページをお開きください。3項中学校費、1目学校管理費の事業番号2の中学校環境整備事業費で12の委託料として249万9,000円を計上しております。先ほどの小学校と同様でして、生徒の安全のため、校庭の樹木の診断を行い、樹木の適正な維持管理を行うものとして計上しております。

370ページから371ページをお開きください。同じく4目学校保健衛生費、事業番号2の新型コロナウイルス感染症対策事業費の10の需用費として290万4,000円を計上しております。小学校と同様に中学校における新型コロナウイルス感染症の対策として手指消毒液、ハンドソープ等の保健衛生用品を購入するものとして計上しております。

408ページから409ページをお開きください。5項保健体育費、3目学校給食費ですが、前のページの事業番号2の学校給食センター運営費でございまして、409ページの17の備品購入費として48万4,000円を計上しております。学校の給食配膳室に設置する冷暖房機は令和2年度から予算計上をしております。順次計画的に設置をしております。令和3年度は2台分を計上したものでございます。

説明は以上となります。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 引き続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。内容につきましては、やはり時間の関係もございますので主なものとさせていただきます。初めに歳入のご説明を申し上げます。教育費歳入抜粋の3ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金は1億6,176万8,000円で、前年度と比較しまして3億6,370万5,000円の減額であります。5節保健体育費補助金は561万円の計上であります。社会教育課のスポーツ振興等事業費補助金も同額であります。内容であります。社会教育課で行います多摩湖駅伝、市民文化祭、ふれあい市民運動会等の事業が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた区市町村支援事業としての位置づけの下、スポーツ振興等事業費補助金に該当いたしますことから歳入として見込むものであります。補助率は2分の1であります。その他の歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。歳出の教育費抜粋予算書370ページをお開きください。10款教育費、4項社会教育費は6億6,253万8,000円で、

昨年度に比べまして1億8,135万円の減額で、率にして21.5%の減であります。

1目社会教育総務費は4億4,280万2,000円で昨年度に比べまして、8,634万7,000円の減額でありまして、率にして16.3%の減となっております。

続きまして、377ページをご覧ください。事業番号8、文化財保護・保存事業費3,281万3,000円は、昨年にならべて8,264万9,000円の減額で率にして251.9%の減であります。

次に379ページをご覧ください。12節委託料の旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事監理委託料231万9,000円、旧日立航空機株式会社変電所展示パネル等作成委託料49万8,000円、旧日立航空機株式会社変電所機械警備委託料24万8,000円、次に13節使用料及び賃借料の旧日立航空機株式会社変電所埋設管用地占用料5万7,000円、スポットクーラー等賃借料21万5,000円、14節工事請負費の変電所保存・改修工事2,177万円、17節備品購入費の変電所公開用備品購入費166万5,000円、これらにつきましては、現在行っております旧日立航空機株式会社変電所の保存・改修工事のための経費と、工事が終了した後に展示と公開をしてまいります、そのために必要な経費を計上したものであります。

続きまして、公民館の予算のご説明を申し上げます。382ページの2目公民館費は6,717万6,000円で、昨年に比べまして1,396万9,000円の減額で率にして17.2%の減となっております。387ページの事業番号3、狭山公民館事業費につきましては2,747万円、昨年に比べまして1,316万2,000円の減額となっておりまして、率では32.4%の減となっております。

ただ、減になっておりますが、狭山公民館では、令和3年度、389ページの14節、工事請負費がございますが、こちらの狭山公民館冷暖房機更新工事費1,408万円を計上いたしました。現在、狭山公民館では、空調が非常に調子が悪く、利用者にご迷惑をかけることも度々ございまして、こちらの空調設備を令和3年度は更新工事をして、快適に利用していただくということで予算の計上をしたものであります。

続きまして、図書館の説明をさせていただきます。394ページをご覧ください。3目図書館費は1億1,793万8,000円で、昨年に比べまして8,252万9,000円の減額で、率にして41.2%の減となっているところであります。

事業番号1、中央図書館管理費7,894万5,000円につきましては昨年と比べ8,007万1,000円の減額でありまして、率にして50.4%の減となっております。こ

の理由につきましては、前年度、中央図書館で行いました外壁等改修工事、そちらが無事に終了したことによりまして、そのことに伴い減となったということでございます。

続きまして、郷土博物館の予算の説明であります。398ページをご覧ください。4目郷土博物館費3,462万2,000円は昨年に比べまして149万5,000円の増額でございます。率にして4.5%の増となっております。予算組みといたしましては、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

続きまして、スポーツ関係の予算になります。402ページをご覧ください。10款教育費、5項保健体育費は5億725万1,000円で昨年度に比べまして342万6,000円の増額でございます。率にして0.7%の増となっております。1目保健体育総務費は4,366万1,000円で、昨年に比べ148万2,000円の減額、率にして3.3%の減となっております、予算組みとしてはほぼ昨年と同様となっております。

最後に、404ページから405ページをご覧ください。2目体育施設費、事業番号1、体育施設運営費は1億530万1,000円で、こちらは昨年に比べて195万1,000円の増額で、率にして1.9%の増でございます。主な増の理由としましては、12節委託料の（仮称）東京街道運動広場管理棟新築工事設計委託料、こちらが297万円を計上したことによるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議

題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度東大和市一般会計補正予算第9号であります。一般会計補正予算第9号は令和3年第1回市議会定例会に第19号議案として提出され、2月22日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、令和3年2月16日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げます、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。初めに歳入でございます。資料の1ページ、2ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金のうち1節の教育総務費補助金は1億679万2,000円の減額であります。2ページの説明欄になりますが、いずれもGIGAスクール関連でございます。公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金はGIGAスクールの1人1台端末の工事の事業費確定による減額、その下の公立学校情報機器整備費補助金の、こちらは増額になっておりますけれども、家庭学習のための通信機器整備支援事業分による補助金として233万8,000円の歳入となるものでございます。

続きまして、2節の小学校費補助金は604万1,000円の増額であります。3節中学校費補助金も297万7,000円の増額ですが、いずれも学校保健特別対策事業費補助金の国からの歳入によるものであります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金のうち、1節の教育総務費補助金は1,099万2,000円の減額であります。4ページの説明欄の教育指導課のところになりますが、こちらは1人1台端末の導入による、公立学校情報通信ネットワーク工事の事業費の確定に伴うものであります。

続きまして、2節小学校費補助金は7,221万6,000円の減額、3節中学校費補助

金は3,197万8,000円の減額であります。いずれも公立学校屋内体育施設空調設置工事の事業費の確定に伴うものであります。

続きまして、歳出となります。5ページ、6ページをお開きください。10款の教育費の補正額は5億1,557万4,000円の減額で、補正後の額は44億8,603万7,000万となっております。1項の教育総務費、2目の事務局費は37万7,000円の増額であります。こちらは会計年度任用職員の社会保険料の増額となっております。

続きまして、1項の教育総務費の3目教育指導費は、2億6,583万5,000円の減額であります。6ページの説明欄をご覧ください。事業番号6、修学旅行等事業費は1,536万9,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等が中止となったことにより、各節の予算額の減額を図るものであります。

事業番号17の情報教育推進事業費は2億5,046万6,000円の減額であります。このうち14節の工事請負費は小中学校情報通信ネットワーク環境整備工事の事業費の確定により1億5,242万9,000円の減額とするものであり、17節の備品購入費は、1億6,774万5,000円の減額であります。このうち電算機器等購入費は1人1台の端末購入費でございますが、事業費確定による減額で1億7,008万3,000円の減額、モバイルルーター購入費はWi-Fi環境の整っていないご家庭にルーターの貸出しを行うため250台のモバイルルーターを購入するための費用として233万8,000円の計上であります。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。8ページ説明欄の21節の補償、補填及び賠償金は6,970万8,000円の増額であります。パソコン教室の電算機器の賃貸借を終了することに伴い、賃貸期間の変更に伴う補償費としての計上であります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は1億4,108万8,000円の減額であります。

内訳は8ページの説明欄をご覧ください。初めに、事業番号2、小学校環境整備事業費は1億5,317万3,000円の減額であります。小学校体育館空調設備設置工事の事業費確定による減額でございます。次に、事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,208万5,000円の増額であります。学校での感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品の購入によるものであります。

続きまして、3目の特別支援学級費は36万3,000円の増額であります。就学援助システム修正委託料の計上であります。次に、3項の中学校費、1目学校管

理費は9,013万3,000円の減額であります。こちらも8ページの説明欄でございますが、事業番号2、中学校環境整備事業費として9,608万9,000円の減額であります。中学校体育館空調設備設置工事の事業費確定による減額となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。事業番号3、新型コロナウイルス感染症対策事業費は595万6,000円の増額であります。学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品の中学校での購入費として計上したものであります。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。5項の保健体育費、3目学校給食費は95万5,000円の増額であります。12ページの説明欄となりますが、事業番号2、学校給食センター運営費のうち10節の需用費はフライヤーの修繕として58万1,000円の計上、その下、17節備品購入費は牛乳パック洗浄室の冷暖房機の購入費用として37万4,000円を計上したものであります。

以上でございます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入でございます。3ページにお戻りください。16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金、4ページに行きまして、社会教育課44万1,000円の減額は、スポーツ振興等事業費補助金の減額であります。内容であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的とする補助金の減額であります。今年度開催を予定しておりました市民文化祭と車いすバスケットボール大会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止といたしましたことから、市民文化祭のほうで40万8,000円、それから車いすバスケットボール大会のほうで3万3,000円、合わせて44万1,000円の補助金を減額するものであります。歳入につきましてはこの1件でございます。

次に歳出のご説明を申し上げます。9ページをご覧ください。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は1,953万3,000円の減額であります。10ページに行きまして、事業番号2、社会教育事務費は81万4,000円の減額であります。内容であります。平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間といたします生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中間見直しのため、令和2年度当初予算に審議会委員に対する報酬や旅費、筆耕翻訳料を計上しておりました。しかしながら、東京2020大会の開催の延期や新型コロナウイルス感染症の影響によりまし

て、市民等が受けた活動の制限、相次ぐ事業や大会等の中止など、様々な外的要因を加味しながら見直すことが必要となり、先行きが不透明な中で計画を抜本的に見直すことが困難な状況となりました。そのため、中間見直しにつきましては大幅な変更を行わず、現計画に掲げました基本理念、施策の方向等の骨格につきましては継続して維持することとし、事務局内部において現計画に掲げております146の事業につきまして点検し、必要に応じて修正を加える方法を取ることといたしました。そのため、審議会委員への報酬、旅費、筆耕翻訳料、合わせて81万4,000円を減額するものであります。

事業番号6、市民文化祭事業費につきましては、81万5,000円の減額であります。内容であります、歳入でご説明いたしましたとおり、今年度の市民文化祭が中止となったことに伴いまして、市民文化祭の準備に要しました一部の経費、こちらを除いた金額を減額するものであります。

続きまして、11ページをご覧ください。5項保健体育費は27万5,000円の増額、1目保健体育総務費、12ページになりますが、事業番号3スポーツ振興事業費は81万2,000円の減額であります。内容であります、毎年開催をしております市民体育大会、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止といたしました。そのため、市民体育大会の準備に要しました一部の経費、こちらを除いた金額を減額するものであります。2目体育施設費、事業番号1、体育施設運営費につきましては13万2,000円の増額であります。内容であります、市が直営で市民体育館を運営しておりました際の廃棄備品などが現在も処分できていない状態にあることから、それらを廃棄するための経費を計上するものであります。

説明につきましては以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決します。

◎日程第5 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第5、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました4号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度東大和市一般会計補正予算第10号であります。一般会計補正予算第10号は令和3年第1回市議会定例会に第29号議案として提出され、3月12日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、令和3年3月3日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、社会教育部長からご説明を申し上げます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、補正予算第10号の説明をさせていただきます。歳入はございません。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費、事業番号2、新型コロナウイルス感染症対策事業費、21節補償、補填及び賠償金、体育施設等の臨時休業に伴う補償費は338万5,000円の増額であります。内容であります。政府から発出されました新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言に伴いまして、市民体育館では令和3年1月8日から3月21日まで夜間の時間帯の利用を中止いたしました。そのため、休業期間中に指定管理者が見込んでおりました利用料金等を体育施設等の指定管理業務に関する基本協定に基づきまして補償をするものであります。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認すること
にご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、
本件を承認と決めます。

◎日程第6 第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機
関職員の任免について

○真如教育長 日程第6、第8号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機
関職員の任免については人事案件であることから、会議を非公開としたいと思
いますが、これに合意の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○真如教育長 賛成者多数、全員によって、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(関係者以外退場)

(この間非公開)

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(退場者入場)

◎日程第7 第9号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について

○真如教育長 日程第7、第9号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第9号議案 東大和市立学校学校医の委嘱についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在委嘱しております学校医の任期が令和3年3月31日で満了いたしますことから、新たに令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。委嘱する学校医の方々は名簿のとおりでございます。

1、学校医につきましては第十小学校の山手威人氏は新任、その他の方につきましては再任となっております。

また、2、学校眼科医及び3、学校耳鼻科医につきましては、全員が再任となっております。

以上であります。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第9号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第9号議案 東大和市立学校学校医の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第8 第10号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について

◎日程第9 第11号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について

○真如教育長 日程第8、第10号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、

日程第 9、第11号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、以上 2 件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第10号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について及び第11号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱についてにつきまして一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

両議案共に第十小学校の学校歯科医の交代に関するものであります。第十小学校の学校歯科医である竹下晴久氏から、一身上の都合により、任期途中での辞職願が提出されましたことから、令和 3 年 3 月 31 日で解嘱することとし、後任に小澤範宏氏を新たに委嘱するものであります。任期につきましては、残任期間であります令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までであります。

以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 8、第10号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第10号議案 東大和市立学校学校歯科医の解嘱について、本件を承認と決します。

○真如教育長 引き続きお諮りいたします。

日程第 9、第11号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第11号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認と決します。

◎日程第 10 第 12 号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準

(案) について

○真如教育長 日程第10、第12号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準 (案) について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準 (案) についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

学校は、これまでもコンピューターを活用した学習活動や校務事務を実施してきておりますが、東大和市GIGAスクール構想に伴う1人1台コンピューターの配備等により、教職員はもとより児童・生徒が学習活動において日常的に情報システムにアクセスする機会が増えることが想定されます。このような状況を踏まえ、学校における情報セキュリティ対策を講じるに当たり教職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準として、東大和市立学校における情報セキュリティに関する基準を改定し、東大和市教育情報セキュリティ対策基準を定めるものであります。なお、本対策基準案は、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠しております。

策定に向けたこれまでの経緯といたしましては、学校におけるICT環境整備の設計や仕様マニュアル等の作成などについて、専門的な知見からの指導助言を行うGIGAスクール・サポーター及び当市の情報管理課からの助言等を基に事務局案の検討を進めてまいりました。また、校長への内容説明や意見交換を行ってまいりました。今後の本対策基準の策定手順といたしましては、本日ご審議いただきましたものを教育委員会案として取りまとめてまいります。その後、教育委員会案について市長の決裁により、市としての対策基準として決定してまいります。

それでは、本対策基準案の内容につきましてご説明を申し上げます。

I、総則におきましては本対策基準の目的、本対策基準や情報資産の適用範囲、用語の説明、組織体制について規定したものであります。なお、組織体制につきましては副市長を最高情報セキュリティ責任者、教育長を統括教育情報セキュリティ責任者、学校教育部長を教育情報セキュリティ責任者、教育指導課長を教育情報システム管理者、校長を教育情報セキュリティ管理者としております。

Ⅱ、情報資産の分類と管理におきましては校務や学習に関する様々な情報資産を重要性に応じて分類するとともに、管理方法について規定したものであります。

Ⅲ、物理的セキュリティ対策におきましては、サーバーやネットワーク、教職員が利用する端末の管理等について規定したものであります。

Ⅳ、人的セキュリティ対策におきましては、教職員の遵守事項や情報セキュリティに関する研修、訓練、情報セキュリティ・インシデントの報告等について規定したものであります。

なお、本対策につきましては、児童・生徒及び教職員がGIGAスクール構想により配備した1人1台コンピューターを自宅に持ち帰ることも想定した内容となっております。

Ⅴ、技術的セキュリティ対策におきましては端末の設定やネットワークの接続、電子メールの利用等様々な技術的セキュリティやシステム開発、不正プログラム対策などの技術的セキュリティ対策について規定したものであります。

Ⅵ、運用管理におきましては、運用や侵害時の対応等について。

Ⅶ、その他におきましては、例外措置や法令遵守・懲戒処分等について規定したものであります。

Ⅷ、クラウドサービス・ソーシャルメディアサービスの利用におきましては、クラウドサービス等の利用における情報セキュリティ対策等について規定したものであります。なお、クラウドサービスにつきましては、1人1台コンピューターにおける利用を想定した内容となっております。

Ⅸ、監査・見直しにおきましては、教育情報セキュリティポリシー及び関係規定等の管理・監査及び見直しについて規定をしたものであります。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第12号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準(案)について、本件を承認と決めます。

◎日程第11 第13号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会委員の任命について

○真如教育長 日程第11、第13号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第13号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、ご説明いたします。

東大和市学校運営協議会規則第9条により協議会の委員は協議会を設置する学校長の推薦に基づき、教育委員会が任命することになっております。このたび、令和3年4月から新たに協議会を設置する東大和市立第一小学校、第五小学校と併せまして、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第四中学校、第五中学校の計8校の学校長から学校運営協議会委員の推薦があった96名に対し任命を予定するものであります。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いします。

この人数というのは多い、少ないがありますが、それはどのように決めますか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 学校運営協議会の委員の人数については上限がございますが、その上限内、人数の範囲の中であれば、学校長の推薦によって人数は前後することがあるかというふうに認識しております。

以上です。

○真如教育長 分かりました。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第13号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第13号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会委員の任命について、本件を承認と決します。

◎日程第12 第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○真如教育長 日程第12、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきましてご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2名、第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号により教育委員会の議決を経て教育長が行うとされております。

このことから、今回、提案させていただくものであります。委嘱する産業医につきましては別紙東大和市立学校産業医候補者の2名であり、昨年度に委嘱させていただいた同様の産業医の更新手続となります。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決します。

**◎日程第 1 3 第 1 5 号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策
定懇談会設置要綱**

○真如教育長 日程第13、第15号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第15号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱につきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、市では特別支援教育を推進するに当たり、平成26年12月に東大和市特別支援教育推進計画、平成29年3月に第2次東大和市特別支援教育推進計画を策定し、本計画に基づき体制整備と施策の展開を図っております。この計画期間が令和3年度末で終了することから、次期計画を令和3年度中に検討するための組織を令和3年4月から立ち上げるための設置要綱につきましてご審議いただくものでございます。それでは、設置要綱の内容につきましてご説明をいたします。

第1条は、検討組織として懇談会の設置について規定したものであります。第2条は懇談会の所掌事務について規定したものであり、懇談会は特別支援教育の基本方針、また、特別支援教育推進計画の策定に必要な事項をまとめ教育長に報告することとしたものであります。第3条は、懇談会の構成委員を規定したものであります。学校長及び特別支援学級等の教員、教育相談員に加え学識経験者1名、公募による市民を3名以内とし、専門性と市民目線での意見を反映したいと考えております。第4条は、意見等の聴取を規定したもので、懇談会では必要に応じて委員以外の者の出席を求め、委員及び説明を聴取できることとしております。第5条は懇談会の庶務担当について規定したものであります。第6条は設置期間を規定したもので第2条の所掌事務が終了するまでとしております。第7条は、この要綱に定めていない事項で、懇談会の運営に関し必要な事項につきましては、座長が懇談会に諮って定めることとしたものでございます。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第13、第15号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第15号議案 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱について、本件を承認と決します。

◎日程第14 第16号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画
(案) 及び令和3年度東大和市学校給食
会計予算(案)の承認について

○真如教育長 日程第14、第16号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画(案) 及び令和3年度東大和市学校給食会計予算(案)の承認についてを議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第16号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画(案) 及び令和3年度東大和市学校給食会計予算(案)の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、東大和市学校給食センター設置条例第7条の2第1項に基づきまして、令和3年2月19日付教育委員会からの諮問に応じ東大和市学校給食センター運営委員会で調査審議された答申を踏まえ、ご提案するものでございます。令和3年2月19日付東大和市学校給食センター運営委員会会長からの答申書をご覧ください。

令和3年度東大和市学校給食事業計画(案)について、学校給食用の食材料の調達等に関する内容を追加記載することが望ましいとの意見が付帯されております。この答申の内容等を踏まえまして、令和3年度東大和市学校給食事業計画(案)を一部変更しております。

事業計画(案)の2ページをお開きください。学校給食用の食材料の調達等に関する内容として、上段に食材料の項目を追加しております。

続きまして、4ページをご覧ください。学校給食実施基準の一部改正が令和3年4月1日に施行されることから、上段にあります別表に学校給食摂取基準の一部を変更しております。

以上であります。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第16号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和3年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第16号議案 令和3年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和3年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第15 第17号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第15、第17号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま、議題となりました第17号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年第1回東大和市議会定例会におきまして、東大和市立図書館条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、本運営規則に地区図書館に指定管理者制度を導入するために必要となる事業者の募集や選定に係る事項について、新たに規定するとともに、同条例へ移行して規定した事項について削除するため、本運営規則の一部改正を行うものであります。

それでは、運営規則の一部改正の内容についてお手元の資料に基づきご説明申し上げます。資料の新旧対照表をご覧ください。A 4 横判で下に 1 / 11 と書いてある資料でございます。下線を引いております部分が今回改正する箇所となります。なお、表の左側が現行の条文でありまして、右側が改正後の条文案になります。

それでは、初めに第 1 章総則についてであります。第 1 条の趣旨の規定は、東大和市立図書館条例について、略称規定を加えるものであります。また、東大和市立図書館の略称規定につきましては、第 2 条のうち第 7 号を除いた部分についてのみ適用をいたします。理由につきましては、第 7 号の図書館の表記につきましては当市の図書館のみを指すものではなく、一般の図書館や他市の図書館も含めたものとなるためであります。

続きまして、第 2 条であります。見出しを「事業」、左が「事業等」になっておりましたが、「事業」に改めるとともに、第 1 項第 7 号において「文庫」の文言を削除してございます。「文庫」につきましては地域住民による私設図書館のことでございますが、並列で表記をしております他の図書館、学校、公民館が公共施設であることに比べて差異が大きいことなどから、図書館法の記述に合わせ削除するものであります。

しかしながら、市立図書館との協力関係につきましては、これまでどおり維持してまいります。また、同条第 2 項の記載がなくなっておりますが、こちらにつきましては規則の様式を全て削除したことによるものであります。

続きまして、第 3 条、図書館奉仕を受けることができるものの規定につきましては、改正後の第 5 条、4 ページのほうへ移行いたしまして、見出し及び内容を「利用カードの交付を受けることができる者」に改めるとともに文言の整理を行うものであります。

続きまして、第 4 条の開館時間及び休館日の規定につきましては、地区管理指定管理者の館長を迎えることになりまして、直接的には中央館長の指揮命令が及ばなくなることから、これまでは中央館長に多くの権限を持たせておりましたが、それらの権限を東大和市教育委員会が持つことに変更し、さらにその略称規定を加えることにしたものであります。

また、第 5 条につきまして、利用の制限がございましたが、こちらは条例のほうへ移行したため削除したものでございます。続きまして、資料の利用についてで

ありますが、この章につきましては、第4条のところでご説明した内容と同様に中央館長の権限を教育委員会へと変更するものであります。

また、第6条の貸出手続及び第7条の利用カードの紛失等の規定につきましては様式の削除と文言の整理を行うものであります。

続きまして、第10条、5ページになります。こちらは見出しを「資料の利用の制限」という見出しに改めるものであります。また、11条の「損害賠償の規定」につきましては同条例のほうへ移行したため削除するものであります。

続きまして、第3章の「視聴覚室、会議室等の利用」についてでございます。12条につきましては、見出しを「視聴覚室等の利用の範囲」に改めるものであります。また、6ページの第13条では、見出しを「視聴覚室等の利用手続」と改めるとともに、この章のみに適用となります、視聴覚室等を利用しようとする者及び東大和市中央図書館長について略称規定を加えるものであります。

次に、第14条につきましては、見出しを「視聴覚室等の利用の制限」に改めるとともに、第1号、第2号につきまして文言の整理を行うものであります。

第15条につきましては、見出しを「視聴覚室等の利用者の責任」に改めるものでありまして、さらに第16条の損害賠償の規定につきましては、条例へ移行したため削除するものであります。

続きまして、7ページの右側になります。第4章「指定管理者」についてであります。改正後の第14条から第18条の規定につきましては、指定管理者制度の導入について必要となる事項を新たに加えるものであります。内容としましては、第14条は同条例第6号第1項に規定をいたします「指定管理者を公募しない場合」について、また、第6条第2項に規定をいたします「指定管理者の申請」について、第16条につきましては同条例第6条第3項第4号に規定をいたします「指定管理者の欠格要件」について、そして、第17条につきましては、同条例第6条第4項に規定をしております「指定管理者の指定の通知」について、そして第18条は、同条例第7条第1項に規定をいたします「指定の取消し」についてをそれぞれ規定しております。

最後に右側の第5章です。「委任」についてであります。第19条は「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。」と文言の修正をするものであります。

説明は以上でございます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ここで時間が長くなりましたので、10分間休憩といたします。

午後 3時34分休憩

午後 3時39分再開

○真如教育長 それでは、再開させていただきます。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 改定後の第14条に「指定管理者を公募しない場合」とございますが、実際に公募しないということもございますか。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 第14条の「指定管理者を公募しない場合」の規定に該当するケースといたしましては、公募をしましたが申請がない場合、あるいは選定に値する事業者がない場合、それから、指定の取消しがあり、再度公募する時間的余裕がない場合、こうした特殊なケースが想定されています。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 改正後の第15条の指定管理者の申請の項目で「（８）教育委員会が必要と認められる書類」というのがありますけれども、それはどういうものがあるのか教えていただきたいと思います。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 該当する書類といたしましては、指定の申請書、誓約書、それから事業計画等があります。また、その他の書類といたしましては、個人情報の保護を目的としてプライバシーマークの資格書の写し、こういった書類も提出を求めています。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 新旧対照表の1ページの一番下になりますが、第2条の事業等の規定についてですけれども、全て条例に移行したことにより規則からは削除されました。これらの事業は今後どのように実施されていくのか教えてください。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 本図書館運営規則の第2条の事業等の規定につきましては、図書館条例の第3条に「事業」という形で規定をいたしております。その際に、項目を整理させていただいた上で定めることといたしました。今後の各事業の実施方法につきましては、毎年の事業計画に基づき、個別に実施起案を上げて実施していくことになります。条例では、その事業の列挙につきましては整理をさせていただいておりますが、このようにすることによりまして時宜にかなった事業を組みやすくできると考えております。

以上です。

○真如教育長 よろしいですか。

新藤委員。

○新藤委員 今回の規則の改正の大きな趣旨は、地区館がいわゆる指定管理者制度を導入ということによって改正したということですが、現行の総則の中の第3条「図書館奉仕を受けることができる者」の規定が、新しい規定では第2章「資料の利用」の第5条のところに、名称も「利用カードの交付を受けることができる者」と変わり、ここへ移行したことの意味を教えてくださいと、同じく第5条第2項に、「前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めた者に対して、利用カードを交付することができる。」とありますが、この「必要と認めた者」というのは、具体的に想定しているものを教えていただければと思います。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 第3条の「図書館奉仕を受けることができる者」につきましては、事業等や開館時間及び休館日と同様に図書館運営全体に関わるものとして、第1章の総則というところに置いておりました。しかし、内容的には貸出しの要件ということになりますので、第2章の「資料の利用」へと移動することにいたしました。それから、第2項の「中央館長が必要と認めた者」ということの事例ですが、こちらは東日本大震災ですとか、そういった震災時の避難者に対して適用させた事例がございます。

以上です。

○真如教育長 ほかにございませんか。

では、私から、改正後の第19条について、「教育長が別に定める」となってお

りますが、ほかは教育委員会や中央館長とかになっておりますが、ここだけ教育長となっている理由を教えてください。

中央図書館長。

○**當摩中央図書館長** 現行の第17条は、教育長の承認を得て中央館長が別に定めるというふうにしてございます。最終的には教育長の承認が必要となっておりますことから、第2章において中央館長から教育委員会へ権限を変更したことに伴い、同条についても変更が必要となっておりますが、もともと、こうして教育長の承認が必要でありましたことから、「教育長が別に定める」という形に変更させていただいております。他市におきましても同様に、教育長が別に定めるとしているケースが多く見られております。

以上です。

○**真如教育長** ありがとうございます。

それでは、説明、その後、質疑、そして発言をいただきました。質疑についてはこれをもって終了といたします。

お諮りいたします。

日程第15、第17号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○**真如教育長** ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第16 その他の報告事項

○**真如教育長** 日程第16、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルの改訂について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○**斎藤教育総務課長** 資料その他報告、(1)『「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」の改訂について』のご報告申し上げます。

報告に当たりまして、3か所訂正がございます。まず、資料の上の本文、令和3年4月からのところでございますが、最後の「次のとおり改訂を行う予定です」となっているところを、「改訂を行いました」と訂正してください。

それと資料 1 枚目の一番下の米印ですが、「令和 2 年11月25日の教育委員会定例会において」となっておりますが、「令和 2 年11月25日の教育委員会定例会後の各課報告事項において」と訂正してください。

続きまして、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」という資料の24ページになります。一番下の制定・改訂の経過でございますが、一番最後は令和 3 年 3 月で日にちが空欄になっております。こちらを 3 月17日と入れてください。

それでは、冒頭に戻りまして、ご説明を申し上げます。令和 3 年 4 月から代替食対応方法等の変更に伴いまして、市立小中学校における食物アレルギーのある児童・生徒への対応を主とした標記マニュアルにつきまして、次のとおり改訂を行いました。

改訂の内容、理由といたしましては、代替食の対応方法、使用禁止食材、除去食対象食材の変更を実施するために本マニュアルに反映させたものでございます。マニュアルの改訂内容等につきましては、2 番のマニュアルの主な改訂内容、こちらをご覧ください。

学校給食で使用しない食材として、キウイフルーツとソバを追記し、クルミと表記してあったところを木の実（ナッツ類）、ただし、カカオと栗は除くという形に変更しております。そして、ナッツ類とキウイフルーツを使用しない食材に追加しましたことに伴いまして、除去食の対象食材からもキウイフルーツ、アーモンドを削除しております。その他文言修正等をしております。

また、1 番の改訂理由に基づきまして、3 番の様式等の主な改訂内容として代替食対応方法の変更に係る文言修正、（2）として使用禁止食材及び除去食対象食材の変更に係る文言の修正、こちらを行っております。

本日の資料の中で、次ページ以降に内容の記載と、その後ろに新旧対照表を追加しております。

アレルギー疾患への対応マニュアルの 1 ページをご覧ください。主な改正内容でございますけれども、1 ページの 2 番、学校給食における対応の枠の中にございます禁止食材、除去食、代替食、こちらの表記を改正しているところです。それと、それらに付随する様式等についても変更を行っております。

説明のほうは以上になります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の２、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の報告について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○富田統括指導主事 その他報告事項２、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の報告について、報告いたします。

資料等はありません。東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会につきましては、令和３年２月15日に第２回を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点等から集合開催とはせず、送付資料に基づく書面での開催を行いました。本委員会における議題につきましては「令和２年度における東大和市におけるいじめ防止等に係る取組の状況について」でございました。

委員の皆さまから書面にいただいたご意見の中から幾つかを紹介いたします。

小中学校におけるいじめの発生状況等につきましては、「１年以上続いているコロナ禍で、子どもたちがストレスや不安感を抱え込んでいることが気がかりである」また、「いじめによる不登校の有無についても確認していく必要があると思う」などのご意見をいただきました。

また、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況につきましては、各学校が組織的な取組を確実に実施していることを評価いただくとともに、学校いじめ対策委員会の取組状況や成果について幾つかご意見をいただきました。

また、いじめが解消した案件と対応中の案件というものを比較して、いじめを解消するために効果的な方策を具体的な事例から明らかにしてはどうかなどのご提案をいただきました。

続きまして、東大和市教育委員会におけるいじめ防止等に係る取組につきましては、「全小中学校に配置するスクールカウンセラーは子どもからの相談を受けやすいように日々努力されていると思う。今後も続けていってほしい。」などのご意見をいただきました。

今回いただいたご意見等につきましては、令和３年度に開催する東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会において報告をするとともに、学校が認知したいじ

めの協議会委員への報告方法や、いじめの重大事態の把握と対応等について、委員会における議題としたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 ご質疑がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 続きまして、報告事項３、地区図書館への指定管理者導入に係る募集要項の配布について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告の３、地区図書館への指定管理者導入に係る募集要項の配布についてご説明いたします。資料その他報告（３）をご覧ください。

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館への指定管理者に関する公募スケジュールでございます。

令和３年第１回東大和市議会定例会におきまして、図書館条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、令和４年度から地区館の指定管理者による運営を開始することになるため、募集をするものであります。（１）の指定管理者の募集期間につきましては、４月１５日号の市報及びホームページで周知をいたしまして、各事業者への募集要項の配布をいたします。

配布につきましては、同日の４月１５日から行い、さらに公募説明会、施設案内会、質問書の受付等を経まして、６月１７日に応募書類の受付を行います。ここまでの事務につきましては中央図書館が行いまして、その後の（２）の第１次審査から（５）の指定管理者候補者決定まで、こちらの事務につきましては市長部局へ依頼をいたします。その後、再び中央図書館におきまして、（６）の仮協定の締結、こちらを経て、指定の議決ということで１０月の教育委員会定例会へ付議をさせていただき予定にしております。その後に、１２月の市議会定例会のほうへ議決をいただきまして、令和４年４月１日から指定管理者による地区館の運営が行われる予定にしております。

説明は以上です。

○真如教育長 ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

それでは、ほかに何か報告事項はありますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、報告が終わりました。質疑も終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和３年第３回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 ３時５７分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子